

常滑市新学校給食共同調理場
整備事業

実施要項

令和3年11月

常 滑 市

目 次

第 1 実施要項の定義	1
第 2 事業概要	1
1 事業名称	1
2 公共施設の管理者	1
3 本事業の目的	1
4 本事業の基本方針	3
5 事業の内容	4
第 3 参加者に関する条件	8
1 参加者の構成	8
2 参加者の備えるべき参加資格要件	10
第 4 事業者の募集及び選定に関する事項	14
1 募集及び選定の方法	14
2 募集及び選定スケジュール（予定）	14
3 現地見学会の開催	15
第 5 応募に関する事項	16
1 募集及び選定等の手続き	16
2 参加にあたっての留意事項	18
3 提案価格	20
第 6 優先交渉権者の決定	21
1 優先交渉権者の決定	21
2 審査結果の通知	21
3 審査結果公表	21
第 7 提案に関する条件	22
1 敷地に関する各種法規制等	22
2 事業者が行う業務	23
3 公募時算定用年間給食提供食数	23
4 業務の委託	23
5 事業者の収入	23
6 事業の実施状況のモニタリング	23
7 モニタリング結果に対する措置	23
8 保険	24

9 市と事業者の責任分担.....	24
第8 契約に関する事項.....	25
1 契約手続き.....	25
2 基本契約の概要.....	25
3 契約金額.....	25
4 契約の保証.....	25
5 設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の履行に係る条件等.....	25
6 単価の合意.....	26
第9 提出書類.....	28
1 実施要項等に関する質問書類.....	28
2 参加資格審査書類.....	28
3 辞退に関する書類.....	28
4 総合審査書類.....	29
第10 その他.....	30
1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項..	30
2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	30
3 疑義対応・紛争処理.....	31
4 情報公開及び情報提供.....	31
5 問合せ先.....	32

用語の定義

民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
参加者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業と協力企業から成る。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業における施設整備業務を実施する者として基本契約を締結した企業グループを指す。
特定建設工事 共同企業体	建設工事関連業務を遂行する共同企業体を指す。優先交渉権者の建設企業と共同企業体の構成候補者（地元の建設企業）から成る。
設計事業者	常滑市と常滑市新学校給食共同調理場整備事業設計業務委託契約を締結し、設計関連業務を行う事業者を指す。

工事監理事業者	常滑市と常滑市新学校給食共同調理場整備事業工事関連業務委託契約を締結し、工事監理業務を行う事業者を指す。
工事請負事業者	常滑市と常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約を締結し、建設工事関連業務を行う事業者を指す。共同企業体の構成候補者も含む。
構成企業	設計業務・工事監理業務・建設工事（以下「特定業務」という。）を担当する企業をいい、参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結する法人のこと。
協力企業	必要に応じて参加者に含めることができ、調理機器調達・搬入設置業務等を行う企業をいう。参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結しない法人のこと。
代表企業	構成企業の中で応募手続きを行い、常滑市との対応窓口となる1法人のこと。
事業者（リスク分担表）	事業を遂行する者を指す。

第1 実施要項の定義

常滑市新学校給食共同調理場整備事業実施要項（以下「実施要項」という。）は、常滑市が設計建設一括発注（DB方式（Design：設計、Build：建設））で発注する「常滑市新学校給食共同調理場整備事業」（以下「本事業」という。）に係る、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）についての要項である。

また、実施要項に添付されている以下の資料は、実施要項と一体のものとする。（以下「実施要項等」という。）

- ・常滑市新学校給食共同調理場整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・常滑市新学校給食共同調理場整備事業 審査基準書（以下「審査基準書」という。）
- ・常滑市新学校給食共同調理場整備事業 基本協定書、基本契約書、常滑市新学校給食共同調理場整備事業設計業務委託契約書、常滑市新学校給食共同調理場整備事業工事監理業務委託契約書、常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約書（以下「基本契約及び各事業契約書」という。）
- ・常滑市新学校給食共同調理場整備事業 様式集（以下「様式集」という。）

第2 事業概要

1 事業名称

常滑市新学校給食共同調理場整備事業

2 公共施設の管理者

常滑市長 伊藤 辰矢

3 本事業の目的

常滑市の学校給食は、昭和39年度に開設された南学校給食共同調理場（昭和51年度増築）及び昭和44年度に開設された北学校給食共同調理場の2つの調理場で給食を調理し、常滑市内の小中学校及び幼・保・こども園に提供している。

現在、食の安全・安心に対する社会的な要請は、食中毒問題や衛生管理上の問題に加え、近年の食物アレルギー反応による重大事故の発生を契機として、一段と高まっている。また、食育基本法の制定（平成17年）や学校給食法の改

正（平成 21 年）により、児童生徒の食生活と密接に関わる学校給食への食育や地産地消を推進することに対する期待はとて大きくなっている状況である。

このように学校給食が果たすべき役割は、日に日に重要度を増している。その一方で、それを支える常滑市の学校給食共同調理場は老朽化が進み、早急に抜本的な対策を講じる必要性が高まっている。

常滑市及び常滑市教育委員会では、令和 2 年 5 月に「常滑市学校給食共同調理場整備基本構想」を策定し、学校給食共同調理場運営審議会※等での検討結果を踏まえ、新たな学校給食共同調理場整備に係る方針や方向性、必要な機能、設備等について、令和 3 年 3 月に「常滑市学校給食共同調理場整備基本計画」として策定してきた。

常滑市新学校給食共同調理場整備事業（以下「本事業」という。）は、常滑市新学校給食共同調理場（以下「本施設」という。）の整備を行い、将来にわたって安心・安全な給食提供の実現を目的とするものである。

※ 常滑市学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例施行規則第 7 条に基づき、設置した組織。

4 本事業の基本方針

基本方針1 安全で安心な学校給食を提供できる施設

- ・「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に準拠した衛生管理の徹底を図る。
- ・災害時にも耐えうる施設とし、災害に備えた措置を講じるとともに、大規模災害時には炊き出し等ができる施設とする。
- ・食物アレルギーに対応できる専用調理室を整備し、安全で安心な学校給食を提供する。

基本方針2 食育や地域に貢献できる施設

- ・学校給食共同調理場と各学校・地域・家庭との連携強化を図り、食に関する啓発活動や情報発信を進めるとともに、地域食文化の継承や地産地消など、地域に貢献できる施設とする。

基本方針3 省エネ・環境へ配慮した施設

- ・省エネ機器の導入等を検討し、環境に配慮した施設づくりを進める。
- ・周辺環境への影響が可能な限り小さくなる施設配置とする。

基本方針4 効率的・安定的に給食を運営できる施設

- ・調理時間の短縮が可能な設備・機器の導入など、運営・維持管理費の削減を図る。
- ・学校給食の目標を達成することを基本としつつ、より効率的・効果的な運営を図るため、民間事業者への委託導入を進める。

また、「食物アレルギーの整備方針」、「食育活動に対する整備方針」、「災害を想定した整備方針」、「省エネ・環境に配慮した整備方針」、「バリアフリー・ユニバーサルデザインにおける整備方針」は以下のとおりである。

【食物アレルギーの整備方針】

- ・安全に食物アレルギー対応食を調理できるよう専用の調理室を整備する
- ・専用調理室の規模については、学校生活管理指導表の提出状況と食物アレルギーを持つ児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、設計時に再検討する

【食育活動に対する整備方針】

- ・食育活動の取組を進めていくため、研修室や見学通路等を整備する

【災害を想定した整備方針】

- ・「常滑市地域防災計画」に基づき、災害時の非常炊き出しが実施できる設備を設置する
- ・非常炊き出し時に必要となる水を確保するため、受水槽は災害発生時の対応を想定した設備（非常用給水栓の設置等）とする

【省エネ・環境に配慮した整備方針】

- ・高効率型、省エネルギー型の建築設備（空調設備、給湯設備、照明設備等）や厨房機器を設置し、エネルギー使用量とランニングコストの削減を図る
- ・熱源は、環境への負荷やイニシャルコスト・ランニングコストのほか、作業環境等への影響や災害時の復旧可能性などを総合的に勘案して決定する
- ・臭気や騒音等による周辺環境への影響が可能な限り小さくなる施設配置及び建築設備で整備する

【バリアフリー・ユニバーサルデザインにおける整備方針】

- ・国が示す「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」や県が制定した「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、エレベーター、自動ドア、スロープ、多目的トイレ等を整備する

5 事業の内容

（1）施設概要

- ・事業用地：愛知県常滑市苅屋字加茂 151
- ・敷地面積：約 10,700 m²
- ・供給能力：8,000 食／日（中学校：2,000 食、小学校：4,250 食、幼保（子ども園を含む）：1,750 食（3歳以上：1,650 食、3歳未満児の離乳食：100 食）を想定）

（2）事業方式

本事業における施設の整備は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した設計建設一括発注方式（DB方式（Design：設計、Build：建設））により実施するものとし、常滑市は、本施設の設計及び建設に係る資金を調達し、本施設を所有する。

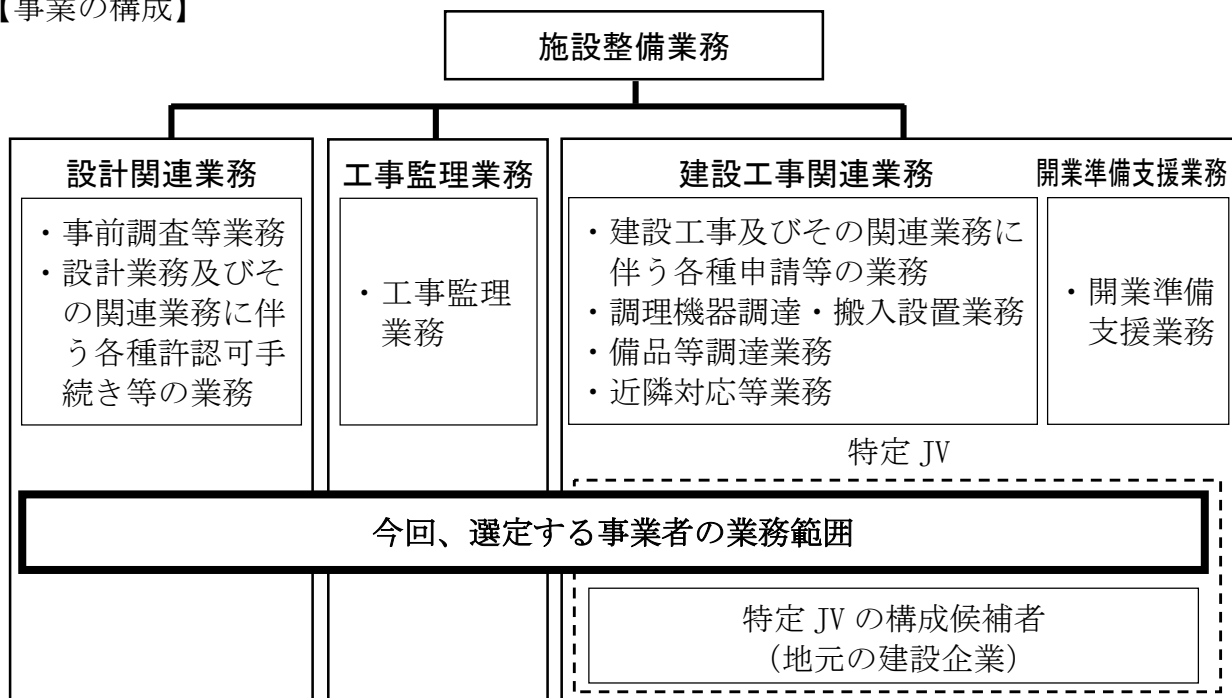
（3）事業の構成

本事業は、本施設の設計・建設（以下「施設整備業務」という。）と供用開始に向けた準備（以下「開業準備支援業務」という。）で構成される。

施設整備業務は、事前調査等業務、設計業務及びその他事業を実施する上で必要な関連業務（以下「設計関連業務」という。）、工事監理業務と、建設工事、調理機器調達・搬入設置業務、備品等調達業務及びその他事業を実施する上で必要な関連業務（以下、開業準備支援業務も含めて「建設工事関連業務」という。）から構成される。設計関連業務と工事監理業務は、本事業を実施する者として基本契約を締結した企業グループ（以下「選定事業者」という。）を構成する企業が行う。

また。建設工事関係業務は、選定事業者を構成する企業が特定JV（共同企業体の構成候補者が設立する特定建設工事共同企業体のことを指す。）と一緒にやる。

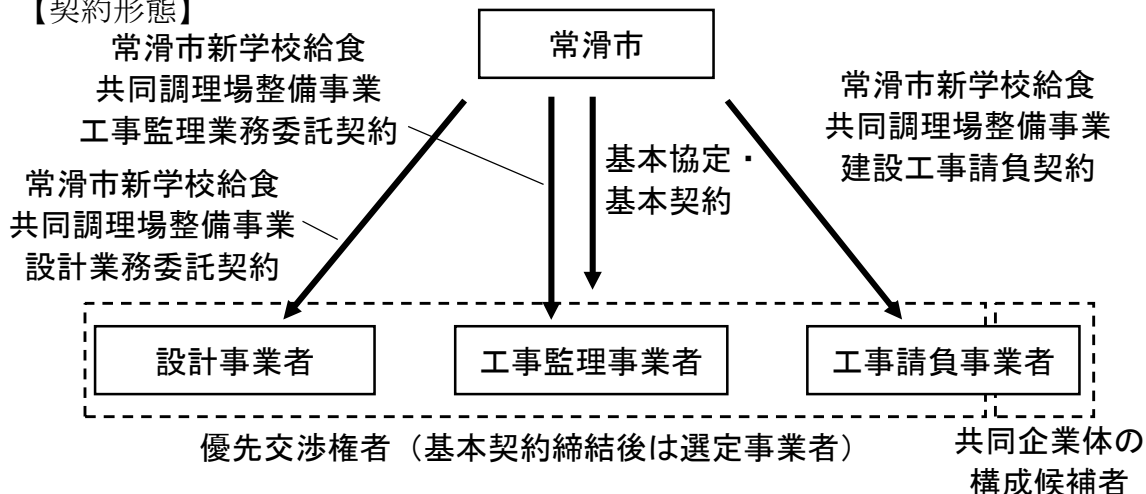
【事業の構成】



(4) 契約形態

常滑市は、本事業に係る基本協定及び基本契約を優先交渉権者と締結する。更に、基本契約に基づき、本施設の施設整備業務のうち、設計関連業務を行う者（以下「設計事業者」という。）と常滑市新学校給食共同調理場整備事業設計業務委託契約を、工事監理業務を行う者（以下「工事監理事業者」という。）と常滑市新学校給食共同調理場整備事業工事監理業務委託契約を、建設工事関連業務を行う者（以下「工事請負事業者」という。）と常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約を締結する。

【契約形態】



(5) 建設工事関連業務の契約形態

建設工事関連業務の契約形態は、特定JVとする。優先交渉権者となった者は、基本協定締結後速やかに「共同企業体の構成候補者一覧等（別紙1）」に示す候補者の中から2者を選定して、共同企業体を結成するものとする。ただし常滑市がやむを得ないと認めた場合は、1者のみと共同企業体を結成することも可とする。なお、万一、優先交渉権者に起因する事由で共同企業体を結成することができなかった場合は、「本事業の契約についての締結の見込みがない」と判断し、基本協定を解除した上で、当該優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち、順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、新たな優先交渉権者として交渉を行う。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和6年9月30日までとする。

※ただし、本施設の供用開始日は令和6年9月1日を予定している。

(7) 事業の範囲

設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書等において示す。

① 施設整備業務

ア) 事前調査等業務

イ) 設計業務

ウ) 工事監理業務

エ) 建設工事

オ) 調理機器調達・搬入設置業務

カ) 備品等調達業務

キ) その他事業を実施する上で必要な関連業務（各種許認可申請、近隣対応等）

② 開業準備支援業務

ア) 開業準備支援業務

(8) 設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者の収入

常滑市は、設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者に本施設の施設整備に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、基本契約及び各事業契約に定める。

(9) 遵守すべき法制度等

設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法令、条例・規則、要綱・基準等）を遵守すること。

(10) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和4年6月下旬
事業期間	基本契約締結日～令和6年9月30日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和6年7月中旬
施設引渡し日	令和6年7月中旬
開業準備期間	令和6年7月中旬～令和6年9月30日
供用開始日	令和6年9月1日

第3 参加者に関する条件

1 参加者の構成

(1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループとする。なお、構成企業とは、特定業務を担当する企業をいい、協力企業とは、必要に応じて参加者に含めることができ、調理機器調達・搬入設置業務等を行う企業をいう。参加者の構成スキームについては、別紙2を参照すること。

項目	定義
構成企業	参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結する法人
協力企業	参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結しない法人

(2) 構成企業及び協力企業の明示

参加者は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業及び協力企業を明示するものとする。

また、構成企業の中で応募手続きを行い、常滑市との対応窓口となる代表企業についても明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

構成企業又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と建設工事関連業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

特定業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の参加者の構成企業並びに協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の参加者の構成企業並びに協力企業になることはできない。

なお、常滑市が優先交渉権者との基本契約を締結後、選定されなかった参加者の構成企業並びに協力企業が、選定された構成企業並びに協力企業の業務等の一部を受託することは可能とする。

(5) 参加者の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者について、代表企業の変更は、認めない。代表企業以外の構成企業並びに協力企業の変更及び追加は、第3/2/(3)の場合等、常滑市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 参加者の備えるべき参加資格要件

構成企業並びに協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない参加者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、審査委員会の審査委員に、本事業の選定に関連して接触を試みた者については、事業への一切の参加資格を失うものとする。

（１）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者は、当該申し立てがなされたかった者とみなす。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て中又は破産手続き中でないこととする。
- ⑥ 常滑市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 建設業法に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- ⑧ 常滑市指名停止取扱要綱による指名停止を受けていないこと。
- ⑨ 令和2・3年度の常滑市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ⑩ 愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- ⑪ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・玉野総合コンサルタント株式会社
 - ・西脇法律事務所
- ⑫ 審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

(2) 個別の参加資格要件

構成企業のうち各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

① 設計業務を行う者

以下に示す要件についていずれにも該当すること。

なお、複数の企業で実施する場合は、以下に示すア) の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、イ) 及びウ) の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ) 平成28年4月以降に竣工した4,000食/日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の新築の設計実績（実施設計）を有すること。

ウ) 平成28年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の新築工事の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

② 工事監理業務を行う者

以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の企業で実施する場合は、以下に示すア) の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、イ) 及びウ) の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ) 平成28年4月以降に竣工した4,000食/日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の工事監理実績を有すること。

ウ) 平成28年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の新築工事の工事監理実績を有すること。

③ 建設工事を行う者

以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を持ち、建築工事業について、建築業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下「経営事項審査」という。）を受け、令和2・3年度常滑市入札参加資格者名簿に登載されている者であって、参加表明書の提出日から本件工事の優先交渉権者決定までの間、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- イ) 令和2・3年度の常滑市における入札参加資格の認定において、経営規模等評価結果通知書の建築一式工事にかかる総合評定値が、1,300点以上であること。
- ウ) 平成28年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人）が発注した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積3,000㎡以上の新築工事を元請（特定JVは、出資比率が30%以上の場合の者に限る。）で、建設実績を有すること。

協力企業の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

① 調理機器調達・搬入設置業務を行う者

以下に示す要件について、該当すること。

- ア) 平成28年4月以降に竣工した4,000食／日以上を提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事において調理機器調達・搬入設置の実績を有すること。

② その他業務を行う者

個別の参加資格要件は、特になし。

(3) 参加資格要件の喪失

参加資格審査書類の提出日から優先交渉権者決定までの間に、参加者の構成企業並びに協力企業に次の行為があったときは、当該グループの参加資格を取り消すものとする。

- 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

また、代表企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該グループの参加資格を取り消すものとする。さらに、参加者の代表企業以外の構成企業並びに協力企業が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- ① 参加資格確認基準日から総合審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失
 - ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業及び協力企業のみで実施要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業・協力企業等変更承諾願を常滑市に提出し、総合審査書類の受付締切日までに常滑市が変更を認めた場合
 - イ) 参加資格を喪失した構成企業又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業又は協力企業を加えた上で、構成企業・協力企業等変更承諾願を常滑市に提出し、総合審査書類の受付締切日までに常滑市が変更を認めた場合
- ② 総合審査書類の受付締切日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失
 - ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業及び協力企業のみで実施要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業・協力企業等変更承諾願を常滑市に提出し、優先交渉権者決定日までに常滑市が変更を認めた場合
 - イ) 参加資格を喪失した構成企業又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業又は協力企業を加えた上で、構成企業・協力企業等変更承諾願を常滑市に提出し、優先交渉権者決定日までに常滑市が変更を認めた場合

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、民間事業者の選定は、施設や設備の性能、事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

また、民間事業者の地元の事業者活用や地場製品の活用等、地域への貢献度についても評価の対象とする。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

時期	内容
令和3年11月10日（水）	実施要項等の公表
令和3年11月19日（金）	現地見学会の開催
令和3年11月24日（水）	実施要項等に関する質問受付締切
令和3年12月8日（水）	実施要項等に関する質問に対する回答
令和3年12月22日（水）	参加資格審査書類の受付締切
令和3年12月28日（火）	参加資格審査結果の通知
令和4年1月24日（月）	総合審査書類の受付締切
令和4年2月下旬	提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリング
令和4年3月中旬	優先交渉権者の決定・公表
令和4年3月下旬	基本協定締結
令和4年4月中旬	仮契約の締結（基本契約、常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約）
令和4年6月下旬	事業本契約締結（議会承認後）

3 現地見学会の開催

次のとおり、現地見学会を開催する。なお、当日は、市からの説明のみであり、質問がある場合は、第5／1／（1）に示す実施要項等に関する質問と一緒に提出すること。

- ① 受付期間：令和3年11月10日（水）から令和3年11月17日（水）午後5時まで
- ② 提出方法：電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「DB現地見学会（企業名）」とし、電子メールの本文に参加人数を記載すること。
- ③ その他：申込先アドレスは第10／5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

第5 応募に関する事項

1 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。

(1) 実施要項等に関する質問の受付

実施要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和3年11月10日（水）から11月24日（水）午後5時まで
- ② 提出方法：実施要項等に関して質問を（様式集：様式1）に記入の上、電子メールに添付して提出すること。なお、電子メールの件名は「DB 質問書」とすること。なお、受付期間外の質問については回答しない。
- ③ その他：申込先アドレスは、第10／5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

(2) 実施要項等に関する質問の回答

実施要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年12月8日（水）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問合せを行うことがある。

(3) 参加資格審査書類の受付

本事業への参加を希望する者は、参加資格審査書類（様式集：様式2-1～2-13）を提出しなければならない。提出方法は以下のとおりとする。

- ① 受付期間：令和3年12月22日（水）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。
- ③ その他：提出先は、第10／5に示す「問合せ先」を参照すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和3年12月28日（火）までに代表企業に対して通知する。

(5) 参加を辞退する場合

参加資格が認められた参加者が、本事業の募集への参加を辞退する場合は、総合審査書類の受付締切までに辞退届（様式集：様式3）を提出すること。提出先は、第10/5に示す「問合せ先」を参照すること。

(6) 公正なプロポーザルの確保

プロポーザル参加者は「私的独占欲の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルを実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、本プロポーザル参加者を参加させず、又はプロポーザルの実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(7) 総合審査書類の受付

参加資格審査の通過者に対し、総合審査書類の提出を求める。参加者は、総合審査書類（様式集：様式4-1～4-3、5-1～5-5、6-1～6-12）を以下のとおり提出しなければならない。なお、総合審査書類の受付締切までに提出されなかった場合は、募集に参加できない。

- ① 受付締切：令和4年1月24日（月）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。
- ③ 作成要領：様式集を参照すること。
- ④ 提出部数：正本1部（社名の記載あり）、副本20部（社名の記載なし）を提出すること。これらと合わせて、正本の電子データを1部提出すること。
- ⑤ その他：提出先は、第10/5に示す「問合せ先」を参照すること。

(8) プレゼンテーション・ヒアリング等

市は、参加者に対し、令和4年2月下旬に提案内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 参加にあたっての留意事項

(1) 実施要項等の承諾

参加者は、総合審査書類の提出をもって、実施要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

総合審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において、「常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業」の事業者の募集時などの公表等が必要と認めるときは、常滑市は、事前に選定事業者と協議した上で、総合審査書類の一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、常滑市による選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(5) 第三者への開示

市はプロポーザル参加者から提出された総合審査書類について、常滑市情報公開条例（平成11年常滑市条例第23号）の規定による請求があったときは、当該総合審査書類を作成した者から了承を得た場合に限り、第三者に開示することができるものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(7) 総合審査書類の取扱い

提出された総合審査書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、プレゼンテーション・ヒアリングの実施ができないときは、これを延期、又は中止する場合がある。

(10) 総合審査書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加者の総合審査書類は、無効とする。なお、選定事業者の決定後において、当該の選定事業者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、選定事業者の決定を取り消す。

- ① 参加資格を有していない参加者のもの
- ② 総合審査書類が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 同一の参加者から2つ以上の総合審査書類が出されたもの
- ④ 総合審査書類に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が総合審査書類を提出する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 参加者が明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ その他、常滑市財務規則に違反したもの

(11) 総合審査書類の変更の禁止

一度提出された総合審査書類については、変更を認めない。ただし、提案書の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(12) その他

実施要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 提案価格

(1) 提案価格

消費税及び地方消費税を含む金額とし、かつ、「提案上限額」を超えない金額とすること。

(2) 提案上限額

本事業の提案上限額は、金 3,100,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、令和4年度は合計額の 3.5%以内、令和5年度の金額は合計額の 30.0%以内とすること。

(3) 確認方法

市は、提出された総合審査書類がすべて実施要項等の指定どおりに形式上揃っているかを確認し、その上で記載された提案価格が、提案上限額の範囲内であることを確認する。

提案価格が提案上限額を超える場合もしくは、提案上限額の 10%未満の額の提案価格は、桁違いによる錯誤とみなして失格とする。

第6 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

(1) 審査の手順

- ① 審査は、参加資格審査と総合審査の二段階に分けて実施する。
- ② 参加資格審査は、本事業を実施するために構成された複数の企業（以下「参加者」という。）の参加資格について、参加資格要件に基づき行う。
- ③ 総合審査は、参加資格審査を通過した者からの提案価格について、常滑市が価格審査を行う。
- ④ 価格審査を通過した参加者からの提案内容について、常滑市新学校給食共同調理場整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査基準書に従い、審査を行い、順位を決定する。

(2) 優先交渉権者の決定

常滑市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(3) 審査の方法及び審査基準

具体的な審査の方法及び審査基準等は、審査基準書に示す。

2 審査結果の通知

審査結果は、選定事業者の決定後、速やかにすべての代表企業に対して通知する。なお、選定に関する問合せや異議申し立ては、一切受け付けないこととする。

3 審査結果公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市ホームページにおいて公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。参加者は、これらの条件を踏まえて、総合審査書類を作成するものとする。なお、参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

事業用地	愛知県常滑市苅屋字加茂 151 (常滑市南陵市民センター敷地内)
用途地域	市街化調整区域
敷地面積	約 10,700 m ² <ul style="list-style-type: none"> ・ テニスコート北側低未利用地 3,470 m² ・ テニスコート (クレーコート) 3,850 m² ・ 南陵武道場東側空き地 3,380 m²
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さ制限	指定なし
防火地域	指定なし
日影規制	指定なし
交通環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 m以上の幅員を有する道路に接道 ・ 国道 247 号に近い
インフラ整備状況	<p>本事業には、本施設の整備に伴う敷地外のインフラ整備を含み、以下のインフラ接続を行う場合は、各管理者の定める規則等に従い、整備すること。提案にあたっては、選定事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道：前面道路にはないが、市道南陵線まで敷設あり ・ 下水道：なし ・ 雨水管：前面道路にはないが、市道南陵線まで敷設あり ・ 電気：接続可 ・ 都市ガス：前面道路にはないが、国道 247 号まで敷設あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波浸水・液状化区域外 ・ 敷地東側に一部住宅あり ・ 敷地南側に公共施設あり ・ 敷地内にテニスコート及びフェンスあり <p>※本事業には、本施設の整備に必要な既存樹木の伐採、伐根及び既存施設の撤去等も含む。</p>

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第2/5/(7)事業の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 公募時算定用年間給食提供食数

提案価格の算定にあたっては、1日あたりの食数を以下のとおりとする。

表・公募時算定用1日あたりの食数

運営 年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
合計 食数	7,662	7,564	7,440	7,328	7,225

4 業務の委託

事業者は、参加資格審査書類に示したとおり、参加者に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、参加資格審査書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

5 事業者の収入

市は、設計事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者に学校給食共同調理場施設整備に係る対価を支払う。具体的な支払い方法、支払い時期については、各事業契約に定める。

6 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する施設整備業務及び開業準備支援業務の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、各事業契約において定めるものとする。

7 モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、選定事業者が実施する施設整備業務及び開業準備支援業務の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

8 保険

各事業契約を参照すること。

9 市と事業者の責任分担

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、常滑市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負うものとする。ただし、常滑市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、常滑市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

常滑市と選定事業者とのリスク分担は、原則として別紙3によることとする。詳細については基本契約及び各事業契約において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

常滑市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、常滑市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、基本契約及び各事業契約において定めるものとする。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 基本協定の締結

常滑市と優先交渉権者は、実施要項等及び総合審査書類に基づき基本協定を締結する。

(2) 基本契約及び各事業契約の締結

常滑市と基本協定を締結した優先交渉権者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議調整し、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約及び常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約を仮契約として締結する。この締結により、優先交渉権者を選定事業者とする。

なお、仮契約は、本事業に係る常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約に関する議案が常滑市議会の議決を経た場合に本契約となる。

その後速やかに常滑市新学校給食共同調理場整備事業設計業務委託契約及び常滑市新学校給食共同調理場整備事業工事監理業務委託契約を締結する。

(3) 基本契約及び各事業契約の内容変更

常滑市は、優先交渉権者との契約に際し、基本契約書及び各事業契約書の内容変更は行わないものとする。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために、文言の修正を行うことは可能である。

2 基本契約の概要

基本契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払い方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案価格の金額とする。

4 契約の保証

基本契約書を参照すること。

5 設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約の履行に係る条件等

(1) 指定部分の範囲

常滑市新学校給食共同調理場整備事業設計業務委託契約の第38条に規定する「指定部分」とは、要求水準書第2/3設計業務に規定するすべての業務とする。

常滑市新学校給食共同調理場整備事業工事監理業務委託契約の第38条に規定する「指定部分」とは、要求水準書第2/4工事監理業務に規定するすべての業務とする。

(2) 成果物の提出場所

第10/5に示す「問合せ先」を参照すること。

6 単価の合意

本事業は、総価契約単価合意方式の対象事業である。本事業では、市と選定事業者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、実施設計完了後に市と選定事業者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、実施にあたっては、原則として「総価契約単価合意方式実施要領（国土交通省）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（国土交通省）を準用する。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に単価が成立しなかった場合には、市が定め、選定事業者に通知する。

(1) 単価の合意の方法

単価個別合意方式の協議は、以下の方法により実施するものとする。

- ① 単価合意は、選定事業者が提出した、工事費を積算するための建築数量の計測・計算結果を示した調書（以下「設計数量調書」という。）を基本とし、直接工事費、共通仮設費（積み上げ分）、共通仮設費（率分）、現場管理費及び一般管理費等の単価等の合意をする。
- ② 単価合意は、選定事業者が提出した、直接工事費と共通費を加算した工事価格に消費税等相当額を加算することにより工事費を算出した内訳書（以下「設計内訳書」という。）に基づき行うものとする。
- ③ 一度合意した単価合意書の単価は、変更しないものとする。

- ④ 協議開始から14日以内に単価合意が成立した場合、市の指定する様式を参考とした「単価合意書」を締結する。その際、別途市の指定する様式を参考とした「単価表」を単価合意書の別添として作成の上、添付するものとする。
- ⑤ 契約代金額の変更後の単価合意は、契約書の規定に基づき実施するものとする。その場合、一度合意した単価合意書の単価は、変更しないものとする。

(2) 契約金額の変更

契約金額の変更にあたっては、契約書の規定に従い、単価合意書記載の単価を用いて、契約金額の変更部分の総額を協議するものとする。

第9 提出書類

参加者が市に提出する書類は、以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

1 実施要項等に関する質問書類

(様式 1) 実施要項等に関する質問書

2 参加資格審査書類

(様式 2- 1) 参加表明書

(様式 2- 2) 構成企業・協力企業表

(様式 2- 3) 委任状

(様式 2- 4) 参加表明書添付書類提出確認書

(様式 2- 5) 設計事業者の参加資格要件に関する書類

(様式 2- 6) 工事監理事業者の参加資格要件に関する書類

(様式 2- 7) 工事請負事業者の参加資格要件に関する書類

(様式 2- 8) 厨房機器事業者の参加資格要件に関する書類

(様式 2- 9) 設計事業者の業務実績

(様式 2-10) 工事監理事業者の業務実績

(様式 2-11) 工事請負事業者の業務実績

(様式 2-12) 厨房機器事業者の業務実績

(様式 2-13) 配置予定技術者の資格・実績（設計事業者）

3 辞退に関する書類

(様式 3) 辞退届

4 総合審査書類

(1) 提案書類

- (様式 4- 1) 総合審査書類提出書
- (様式 4- 2) 見積書
- (様式 4- 3) 見積価格計算書

(2) 提案書

- (様式 5- 1) 業務実績
- (様式 5- 2) 事業計画全体に関する提案
- (様式 5- 3) 設計・工事監理・施工に関する提案
- (様式 5- 4) 調理機器に関する提案
- (様式 5- 5) 開業準備支援・アフターサービスに関する提案

(3) 図面集

- (様式 6- 1) 設計概要（仕上げ表含む）
- (様式 6- 2) パース
- (様式 6- 3) 配置図
- (様式 6- 4) 平面図
- (様式 6- 5) 立面図
- (様式 6- 6) 断面図
- (様式 6- 7) 衛生区分図
- (様式 6- 8) 設備計画図
- (様式 6- 9) 調理設備計画図
- (様式 6-10) 事務備品一覧表
- (様式 6-11) 調理機器一覧表
- (様式 6-12) 調理備品一覧表

第10 その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

- (1) 本事業用地は、行政財産であり、常滑市は、これを無償で使用させる。
- (2) 常滑市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 常滑市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）及び各種省エネ等にかかる補助金の交付を受けることを想定しているが、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、選定事業者は、常滑市が行う交付金及び補助金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者においては、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、基本契約で定める事由ごとに、常滑市及び選定事業者の責任に応じて、必要な現状の復旧等その他の措置を講じることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

① 選定事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ア) 選定事業者の提供するサービスが基本契約に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、常滑市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、常滑市は、基本契約を解除することができる。
- イ) 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他基本契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、常滑市は、基本契約を解除することができる。
- ウ) 上記ア)、イ)のいずれの場合においても、常滑市は、基本契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

② 常滑市の責めに帰すべき事由の場合

- ア) 常滑市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、基本契約を解除することができるものとする。
- イ) 上記ア)の規定により選定事業者が基本契約を解除した場合は、選定事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ア) 不可抗力、その他常滑市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、常滑市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、常滑市及び選定事業者は、基本契約を解除することができるものとする。
- ウ) 上記イ)の規定により基本契約が解除される場合、常滑市及び選定事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、基本契約書において示す。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、基本契約に定める。

3 疑義対応・紛争処理

(1) 疑義対応

基本契約及び各事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、常滑市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、基本契約及び各事業契約に規定する具体的措置に従う。

(2) 紛争処理機関

基本契約及び各事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、常滑市のホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

【令和3年12月28日まで】

場 所	常滑市教育委員会事務局 学校教育課
住 所	〒479-8610 愛知県常滑市新開町4丁目1番地
電 話	0569-47-6129
F A X	0569-34-7227
E-mail	kyushokuseibi@city.tokoname.lg.jp
常滑市ホームページアドレス	https://www.city.tokoname.aichi.jp/

【令和4年1月4日以降】

場 所	常滑市教育委員会事務局 学校教育課
住 所	〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
電 話	0569-47-6129
F A X	0569-34-7745
E-mail	kyushokuseibi@city.tokoname.lg.jp
常滑市ホームページアドレス	https://www.city.tokoname.aichi.jp/

別紙 1

共同企業体の構成候補者一覧等

1. 常滑市が共同企業体の構成候補者として選定する者は、以下のとおりとする。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により、建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者で、常滑市に本店を有し建築一式工事の常滑市総合点数が 730 点以上である者又は常滑市に支店又は営業所を有する者で建築一式工事の経営事項審査の総合数値が 730 点以上の者（表 1）。ただし、支店又は営業所にあつては、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いているもので、本プロポーザルの公告日までに 3 ヶ月以上継続して、常滑市内に支店又は営業所を有するものに限る。（以下「市内業者」という。）

表 1 市内業者（順不同）・・・B 1・B 2

所在地	商号又は名称	安全防災会員 ※1
常滑市字大流天竺口 15	市田建設株式会社	○
常滑市港町 6 丁目 6	株式会社サイダ	○
常滑市小倉町 8 丁目 26	大宗建設株式会社	○
常滑市明和町 1 丁目 32	株式会社東海エコ	○
常滑市北条 3 丁目 30	株式会社藤井組	○
常滑市西之口 7 丁目 36	株式会社マルタケ	○
常滑市金山字大屋敷 15-2	株式会社水野組	○
常滑市鯉江本町 5 丁目 153	株式会社七番組常滑支店	—

※1 市域での地震、風水害等の発災時における急務な復旧活動等に関する「応急復旧に関する応援協定書」を常滑市と締結した「常滑安全防災協議会」の会員（以下、「安全防災会員」という。）

- (2) 知多半島に本店を有する者で、建築一式工事の経営事項審査の総合評定値が 900 点以上である者（ただし表 1 に該当する者を除く）（表 2）（以下「知多半島本店業者」という。）

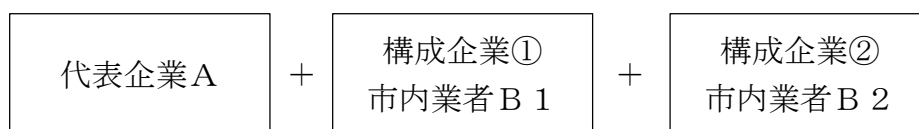
表 2 知多半島本店業者（順不同）・・・C

所在地	商号又は名称
大府市中央町 6 丁目 145	株式会社愛知工務店
知多郡美浜町大字布土字大池 53-1	伊藤組建設株式会社

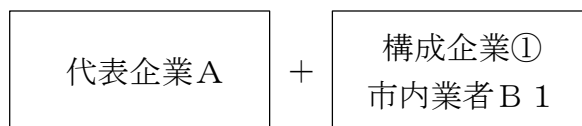
知多郡武豊町字西門 74	岩部建設株式会社
知多郡阿久比町大字白沢字二反ノ田 39-1	株式会社岡戸組
半田市幸町 1 丁目 20	株式会社沢田工務店
半田市住吉町 2 丁目 185-1	株式会社大進
大府市若草町 2 丁目 170	株式会社花井組
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28-1	東浦土建株式会社
半田市吉田町 1 丁目 60	八洲建設株式会社

2. 共同企業体の結成の方法は以下のとおりとする。

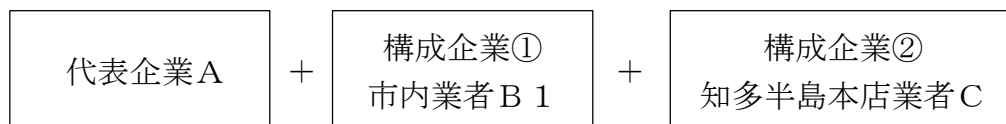
- (1) 代表企業Aは表1に掲げる市内業者と交渉（交渉の順序は、第一順位：安全防災会員、第二順位：安全防災会員外とする。）を行い、代表企業A及び市内業者2者（B1及びB2）の3者による共同企業体を基本として結成することとする。



- (2) (1)における交渉において、交渉成立が1者のみ（B1のみ）となった場合は、その経過と結果を交渉記録にまとめ、常滑市に報告すること。常滑市がヒアリング等を実施し、妥当と判断した場合は、2者（代表企業A及び構成企業B1）での共同企業体の結成を認める。



- (3) (2)の場合で、代表企業A及び構成企業B1より、表2に掲げる知多半島本店業者を含めた3者での共同企業体の結成の申し出があり、常滑市が妥当と判断した場合は、3者（代表企業A及び構成企業B1及び構成企業C）での共同企業体の結成を認める。



3. 共同企業体の結成期限は以下のとおりとする。

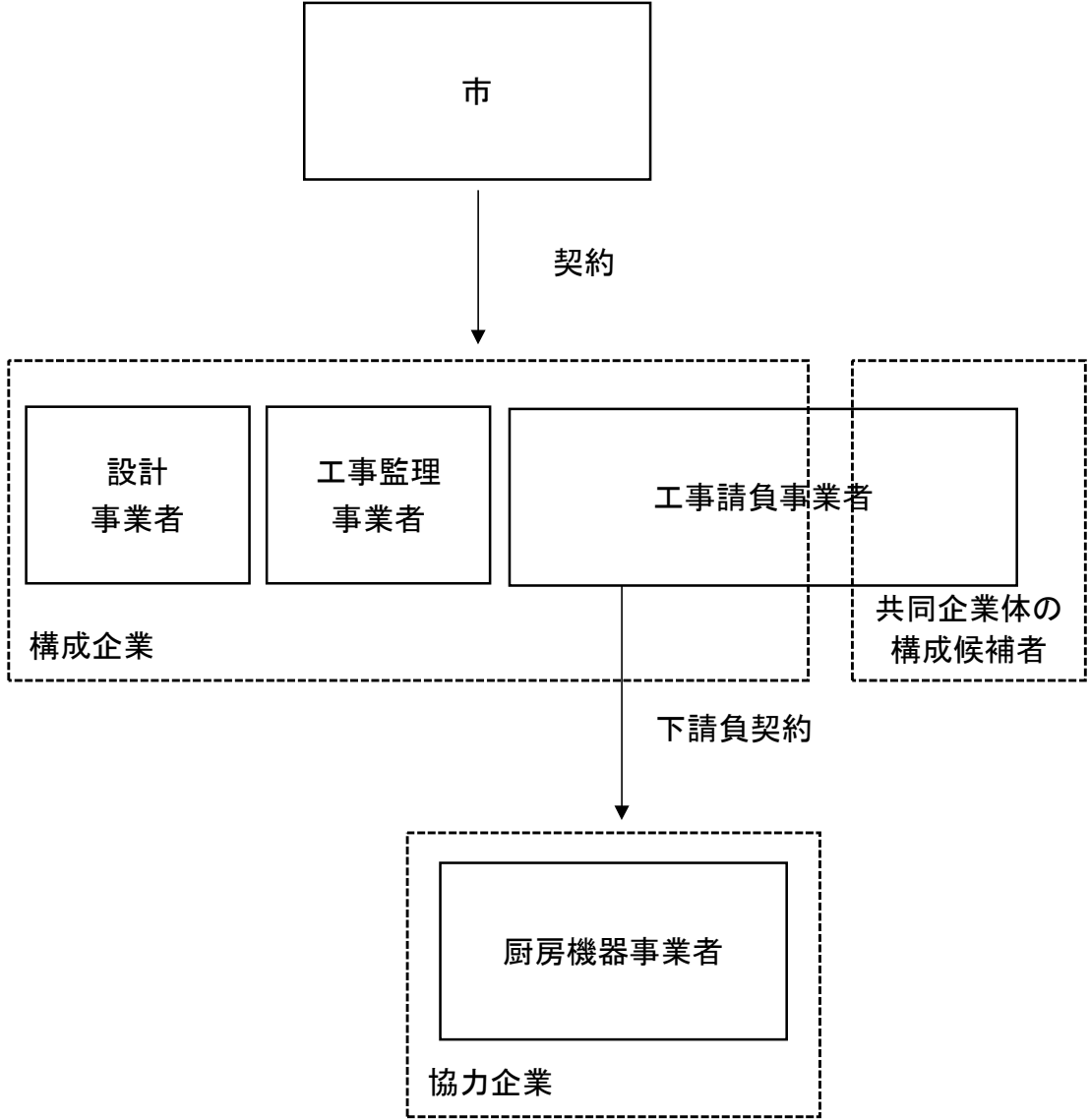
- (1) 代表企業Aは、優先交渉権公表日から45日以内（土日祝日含む）に共同企業体を結成することとする。
- (2) 共同企業体の結成にあたっては、特定建設工事共同企業体協定を提出すること。

4. 共同企業体の出資比率については以下のとおりとする。

- (1) 代表者を除く構成企業2者の出資比率の合計は、40%以上とする。ただし、この場合における構成企業の最小限度基準は、20%以上とする。
- (2) 代表者を除く構成企業が1者のみとなった場合の最小限度基準は、30%以上とする。

別紙 2

参加者の構成スキーム



項目	定義
構成企業	参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結する法人
協力企業	参加者を構成する法人で、常滑市と直接契約を締結しない法人
共同企業体の構成候補者	優先交渉権者が、構成企業の工事請負事業者とともに建設工事関連業務を行うために選定しなければならない地元の建設企業

別紙3

リスク分担表（案）

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
政策転換リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●		
制度 関連 リスク	法令 リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
		3	上記以外のもの		●
	税制度 リスク	4	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
		5	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		●
	許認可 取得 リスク	6	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	●	
		7	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）		●
社会 リスク	住民対応 リスク	8	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
		9	上記以外のもの（事業者が行う調査、建設に関するもの）		●
	環境保全 リスク	10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
第三者賠償リスク	11	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●	
債務 不履行 リスク	市の責に よるもの	12	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
	事業者の 責に よるもの	13	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		14	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
不可抗力リスク	15	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●		
	16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●	
物価変動リスク	17	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●	
要求水準未達リスク	18	要求水準との不適合に関するもの		●	
実施要項等リスク	19	実施要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●		
提案価格リスク	20	提案した費用の負担に関するもの		●	
契約締結リスク	21	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	● ※	● ※	
資金調達リスク	22	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●		
	23	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●	
設計・調査リスク	調査リスク	24	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
		25	上記以外の測量・調査に起因するリスク	●	●
	設計リスク	26	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	●	
		27	上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		●

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
建設 リスク	発注者 責任 リスク	28	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		29	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
	用地 リスク	30	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
		31	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く）	●	
		32	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（上記を除く）		●
	工事遅延・ 未完工 リスク	33	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
		34	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●
	工事費 増大 リスク	35	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
		36	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
	工事監理 リスク	37	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
施設損傷 リスク	38	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による		
什器備品等調達・ 納品遅延リスク	39	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●		
	40	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●	
事業の中途終了 リスク	41	市の債務不履行に起因する契約解除	●		
	42	事業者の債務不履行に起因する契約の解除（一部解除を含む）		●	
施設の性能確保 リスク	43	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●	
移管手続きリスク	44	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●	

※：契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。